

重要事項説明書 ペット保険(一般型)

- ⑥ 告知義務違反によって、ご契約または特約が解除された場合
- ⑦ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
- ⑧ 次の事由により生じた疾病・傷害の場合
- お客様の故意、重大な過失
 - お客様の脳疾患、精神障害または心神喪失に起因する事故
 - お客様が法令上の運転資格を持たないで、または酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で運転中に生じた事故
 - お客様が補償の対象となるペットに対して、給餌、給水といった、社会通念上当然行うべき基本的な健康・衛生管理を怠ったことが原因で生じた傷害または疾病
 - 地震、噴火、または津波、戦争、外国の武力行使、革命等
- ⑨ 次の疾病の場合。ただし、狂犬病以外は、獣医師の指導によって予防ワクチン接種等の有効な予防措置が講じられている場合、保険金をお支払いします。
- 犬パルボウイルス感染症
 - ジステンパー感染症
 - 犬パラインフルエンザ感染症
 - 犬伝染性肝炎
 - アデノウイルス2型感染症
 - コロナウイルス感染症
 - レプトスピラ感染症黄疸型
 - レプトスピラ感染症カニコラ型
 - フィラリア症
 - 猫汎白血球減少症
 - 猫カリシウイルス感染症
 - 猫ウイルス性鼻気管炎
 - 猫白血球ウイルス感染症
 - ノミ・ダニ感染症
 - 狂犬病

- ⑩ 支払対象の治療費用から除外となる次の費用
- 妊娠、出産、早産、流産、去勢、避妊、不妊治療、爪きり、歯牙に関する処置、声帯除去、美容整形、疾病予防のための薬物投与・注射、停留牽丸、臍ヘルニア、肛門腺除去、などの処置に関する費用、およびこれらの処置に起因する傷病の治療費用
 - 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置に関する費用（当社が有効性が検証された治療と判定し、かつ獣医師によって施術される場合を除く）
 - 日本国外での治療
 - 獣医師の医療過誤によって生じた傷病、動物病院や獣医師の不正行為による治療費用
 - 食物、療法食、サプリメント、ビタミン剤などの健康食品に要する費用（入院中の食事を除く）
 - 往診費用、夜間休日等時間外費用
 - 診断書等書類作成費用
 - 院内での薬浴を除くシャンプー剤（薬用シャンプー剤および医薬品シャンプー剤を含む）、院内での処置を除くイヤークリーナーに要する費用

6. 保険料の払込猶予期間、契約の失効(月払の場合)

- 保険料は払込期日までに払込みください。払込期日までに保険料の払込がない場合には、その払込期日後に生じた事故や発病した疾病による損害に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。第2回目以降の月払保険料の払込猶予期間は払込期日の翌月の末日までです。払込猶予期間内にお払込がないと、ご契約は払込期日の翌日から失効し、失効日以後に保険金の支払事由が発生しても保険金はお支払いしません。

7. 解約と解約返戻金

- ご契約後、保険契約を解約される場合には、当社または取扱代理店にお申し出ください。解約時の返戻金は「契約概要」に記載のとおり、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります(月払契約では返戻金はありません)。

8. 保険会社が経営破たんした場合の取扱

- 当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

9. 更新時の取扱について

- 保険期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申出がなく、更新後の保険料が払込まれた場合、満了日の翌日を更新日として保険契約は更新されます。この場合、更新日時時点の普通保険約款・特約条項・保険料率およびペットの年齢が適用されます。
- 更新を希望されない場合、または更新時に契約内容を変更される場合は、保険期間満了日の1か月前までに所定の用紙にて必ず当社へお申出ください。
- 当該更新契約の危険度が全体の水準に対して高く、公平性等の観点から更新前と同条件での引受けが不相当である場合には、その契約の更新を引受けない、または更新後の契約内容を変更して引受けすることがあります。
- 保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合は、更新時の保険契約の保険料を増額したり、保険金額を減額したりすることがあります。また、この保険が不採算となったときは保険契約の更新を引受けないことがあります。

10. 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

- 保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じたときは、保険金を削減して支払うことがあります。

11. 少額短期保険業者について

- 当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。
- ① 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。このペット保険では、保険期間1年、補償対象となるペット1頭に対する支払限度額1,000万円となります。
- ② 同一の被保険者について引き受けられるすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。このペット保険では、異なる被保険動物に加入した保険契約が複数ある場合で、被保険者の範囲が同一であるときについて、同一の原因により、当社が支払う保険金の限度額は、1,000万円となります。
- ③ 同一の保険契約者に対する被保険者の総数は100名以内です。このペット保険では、保険証券に記載された「記名被保険者」の総数が100名以内です。

12. 個人情報のお取扱いについて

- お客様の個人情報について、当社は「個人情報の取扱いについて」(お申込み方法裏面または(当社ホームページに掲載 <http://www.motto-gyutto-hoken.co.jp/privacy/>))のとおりに取り扱いますので、必ずお読みください。

当社へのご相談・苦情・お問い合わせは
もつとぎゅっとカスタマーセンター
0120-344-700
もつとぎゅっと少額短期保険株式会社
 〒105-0004 東京都港区新橋6丁目1番11号
 受付時間 10:00～18:00(土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

当社との間で問題を解決できない場合には、指定紛争解決機関である、下記協会にご相談いただくこともできます。
 一般社団法人 日本少額短期保険協会
 「少額短期ほけん相談室」
0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
 (土日・祝日、年末年始の休業日を除く)

重要事項説明書 ペット保険(一般型)

■ 契約概要

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当社または取扱代理店までお問い合わせください。

1 商品のしくみ

商品の名称: ペット保険(一般型)

保険商品の特徴: この保険は、家庭で飼育されている犬または猫が、病気やケガで所定の通院・入院・手術を受けたときに、限度額の範囲内で治療費の一定割合を補償する保険です。

2 主契約の支払事由および保険金額

補償の開始日以後に発生した傷害または発病した疾病によって、保険期間中に日本国内の動物病院等において獣医師の治療を受け、被保険者がその治療費用を支出したとき、次の保険金をお支払いします。

の保険種類	支払事由 (保険金をお支払いする場合)	支払金額
通院保険金	動物病院等に通院し、獣医師の治療を受けたとき	通院により、実際に負担した治療費用に補償割合を乗じた額
入院保険金	動物病院等に入院し、獣医師の治療を受けたとき	入院により、実際に負担した入院費用に補償割合を乗じた額
手術保険金	動物病院等で獣医師による手術を受けたとき	実際に負担した手術費用に補償割合を乗じた額

- 通院保険金、入院保険金、手術保険金の合計額について、**5引受条件**に記載の通り、共通支払限度額があります。
- 動物病院等に支払う費用でも、補償の対象となる治療費用に含まれないものがあります。

【治療費用に含まれない主な費用(抜粋)】

※「注意喚起情報」もご参照ください。

- 妊娠・出産・早産・流産および人工流産
- 疾病予防のための薬物投与・注射、検査等
- 停留牽丸、臍ヘルニア等の処置費用
- 食物、療法食、サプリメント、ビタミン剤などの健康食品(入院中の食事を除く)
- 往診費用、夜間休日等時間外診療費用
- 院内での薬浴を除くシャンプー剤(薬用シャンプー剤および医薬品シャンプー剤を含む)、院内での処置を除くイヤークリーナーに要する費用
- 日本国外での治療行為

- 保険金をお支払いできない場合には、次のような場合があります。(抜粋)
- 保険金の支払事由に該当しない場合
- 原因となる傷病が当社の保険責任の開始前に生じている場合
- 保険金をお支払いできない場合は、注意喚起情報にも記載しておりますので、ご確認ください。

- 保険金を削減してお支払いする場合には、次のような場合があります。(抜粋)
- 各保険金について、第三者から支払われた賠償金がある場合、実際に負担した治療費用から賠償金の金額を差し引いて保険金額を計算します。
- すでに存在していた身体の障害または疾病の影響によって傷病の程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してお支払いします。

- 補償開始時期は次のとおりです。

	契約日	16日目
ケガの場合	契約日から補償開始	
病気の場合*	契約日を含む15日間の免責期間	16日目から補償開始

※次年度以降ご契約が更新された場合、更新後のご契約には免責期間がなく、更新日初日から補償が開始されます。

- 詳細については「普通保険約款」および「特約条項」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については当社または取扱代理店までお問い合わせください。

3 付加できる主な特約およびその概要

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。各特約の詳細については、「特約条項」をご確認ください。

- **特定疾病不担保特約:**
補償の対象となるペットについて、特定の疾病の治療費用を不担保とすることを条件に保険契約を引き受けるときに付加します。
- **特定部位不担保特約:**
補償の対象となるペットについて、特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件に保険契約を引き受けるときに付加します。

4 保険期間

保険期間は1年間です。保険期間の満了日の1か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がなく、更新後契約の保険料が払込まれた場合、満了日の翌日に保険契約は更新されます。

※更新の取扱いについては「注意喚起情報」をご参照ください。

5 引受条件

- お支払保険金にはプランごとに下表の通り制限があります。

	補償割合	共通支払限度額 (通院保険金、入院保険金、手術保険金の合算)
スタンダードプラン	50%	年間 60万円 まで
プレミアムプラン	70%	年間 90万円 まで
スーパープレミアムプラン	90%	年間 100万円 まで

- 同一の治療に対して保険金または見舞金・給付金等を支払うべき他の契約がある場合、それぞれの契約について、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、その費用の額を限度として支払います。ただし、他の契約から保険金等が支払われている場合は、被保険者が負担した費用の額から支払われた保険金等の額を差し引いた金額を支払います。(複数の保険業者等に請求し、費用の額以上の保険金等の支払いを受けられるものではありません。当社の支払責任額を超えて支払った金額については、当社は他の保険業者等に対して求償権を有します。)

6 保険料および保険料払込に関する事項

- **保険料:** 保険料は、補償の対象となるペットについて、犬または猫の別、年齢別に異なります。保険料の支払方法には年払と月払があります。更新後の保険料は、更新日時点の保険料率を適用します。
- **割引制度:** 保険料の割引制度には、次のものがあります。

割引制度	割引率	割引制度の概要
マイクロチップ割引	3%	マイクロチップを装着しているペットが加入される場合に適用される割引です。
多頭割引	3%	すでに当社に他のペットが加入している有効な契約がある場合、2頭目以降のペットが加入する契約に適用する割引です。
無事故割引	5%	保険金の支払がなく保険期間が満了し、契約の更新をした場合に、更新後の契約に適用する割引です。
ネット割引	5%	インターネット上でお申込みが完了した場合に適用されます。 ※ネット割引は初年度契約のみ。

- 保険料の払込方法には年払と月払があり、払込期間は保険期間と同一です。
- 保険料の主な払込経路は口座振替・クレジットカード・コンビニエンスストア・団体扱などです。
- 「オンライン申込」の場合は、クレジットカードによる払込のお取扱いのみとなります。(クレジットカードによる保険料払込に関する特約付加)
- 当社は、払込まれた保険料に対する領収証は発行しません。ただし、現金により保険料の払込を受けた場合、または保険契約者から申し出があった場合には領収証を発行します。
- 実際にご契約いただく保険料、払込方法、払込経路については、ペット保険契約申込書、「オンライン申込」の場合は申込内容確認画面)にてご確認ください。

7 配当金および解約返戻金に関する事項

- **契約者配当**
この保険契約に対する契約者配当はありません。
- 保険期間中に契約の解約をご希望の場合は、当社または取扱代理店にお申し出ください。解約に際しての返戻金は、保険料払込方法によって、次のとおりとなります。

保険料払込方法	解約時の返戻金
年 払	次のとおり計算した金額を保険契約者に支払います。 返還する保険料の金額 = 適用保険料 × (1 - 既経過期間に対応する解約係数)
月 払	返戻金はありません。

解約係数表 (経過期間につき1か月末未満の端日数がある場合は、切り上げて1か月単位とします。)	
経過期間	1か月まで
	2か月まで
	3か月まで
	4か月まで
	5か月まで
	6か月まで
	7か月まで
	8か月まで
	9か月まで
	10か月まで
	11か月まで
	12か月まで
解約係数	25%
	35%
	45%
	55%
	65%
	70%
	75%
	80%
	85%
	90%
	95%
	100%

※苦情・相談の連絡先については、「注意喚起情報」をご参照ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に、「保険金が支払われない主な場合」など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。なお、既にご加入のご契約を解約して、新たなご契約のお申込みをされる場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、ご注意ください。この「注意喚起情報」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款」および「特約条項」をご確認ください。また、ご不明な点については当社または取扱代理店までお問い合わせください。

1. クーリングオフ

- 申込書を記入していただいた日、「オンライン申込」の場合は申込入力日、またはこの「注意喚起情報」をお受け取りいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額は全額お返しいたします。
- クーリングオフは、郵便(ハガキ・封書など)により、前述の期間内(8日以内の消印有効)に、当社までお申し出ください。郵便には、クーリングオフをする旨を明記し、ご契約者のご署名・ご捺印、ご契約者の住所・電話番号、ご契約の申込日、取扱代理店(当社直接扱を除く)をご記入ください。
- クーリングオフは、取扱代理店では受付できませんのでご注意ください。

書面の郵送先
〒105-0004 東京都港区新橋6丁目1番11号
もつとぎゅっと少額短期保険株式会社 クーリングオフ係

2. 告知義務

- 告知義務について
保険契約者および被保険者には、補償の対象となるペットの健康状態などについて告知をしていただく義務があります。保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に補償しあう制度です。したがって、はじめから健康状態のよくないペットが無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、ペットの飼育の目的や現在の健康状態、過去の傷病歴、先天性異常、ワクチン接種状況、同一ペットを対象とする他のペット保険等(以下、他の契約)の加入状況等について申込書および告知書等(「オンライン申込」の場合は申込・告知入力画面)で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。告知いただいた内容によって、引受けの可否を判断いたします。また、ご契約加入後に、他の契約を締結または変更するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 告知受領権について
告知受領権は当社が有しています。代理店は告知受領権がなく、代理店に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- お申込内容の確認について
告知書の内容だけでは引受けの可否の判断ができない場合、補償の対象となるペットについての健康診断書をご提出いただくことがあります。
- 傷病歴があるペットでも引受け可能な場合について
当社では、ご契約者間の公平性を保つため、補償の対象となるペットの健康状態すなわちお支払が発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては特定の疾病または特定の部位の治療費用を不担保とすることを条件にお引受けすることがあります。

- ⑤ 正しく告知されないことのデメリットについて

告知いただく事柄は、申込書および告知書(「オンライン申込」の場合は申込・告知入力画面)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。更新前契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当社は、更新契約を解除することがあります。

3. 通知義務

- 保険契約者または被保険者は、次のいずれかが発生した場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。ご連絡のない場合は、損害が発生しても保険金をお支払いできない場合があります。
① ペットが死亡した場合、② ペットを他人に譲渡した場合、③ ペットの用途や飼育の目的を変更した場合

4. 責任開始期

- **申込書への記入によるお申込の場合**
当社所定の申込期日(毎月15日(休業日の場合は前営業日))までに当社が申込を受理し、かつ適用保険料が申込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれた場合、申込期日の属する月の翌月1日が契約日となり補償が開始されます。ただし、疾病による支払事由については、契約日より起算して15日間の免責期間が満了する日の翌日の午前0時から補償が開始します。
- 「オンライン申込」の場合(「クレジットカードによる保険料払込に関する特約」を付加した場合)
お客様がクレジットカードにより保険料を払込んだ日が契約日となります。ただし、疾病による支払事由については、契約日より起算して15日間の免責期間が満了する日の翌日の午前0時から補償が開始します。
- 代理店は、お客様と当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾した場合に有効に成立します。

5. 保険金が支払われない主な場合

- 次の①～⑩に該当する場合、当社は保険金をお支払いしません。なお、免責事由の詳細は普通保険約款、特約条項にてご確認ください。

 - ① 保険金の支払事由に該当しない場合
 - ② 原因となる傷病が当社の保険責任の開始前に生じている場合
 - ③ 不法取得目的によるものとして、ご契約または特約が無効とされた場合
 - ④ 詐欺・強迫によるものとして、ご契約または特約が取消された場合
 - ⑤ 保険金を詐取する目的で事故を招いたとき等、ご契約を継続することを期待できないような重大な事由が発生し、ご契約または特約が解除された場合